

令 2 農 業 振 興 第 732 号
令和 2 年(2020 年)9 月 24 日



各 市 町 長
山口県農業協同組合中央会長
全国農業協同組合連合会
耕種資材部中四国営農資材事業所山口推進課長
山 口 県 農 業 共 済 組 合 長
山 口 県 農 業 協 同 組 合 長
全国共済農業協同組合連合会山口県本部長
山 口 県 農 薬 商 業 協 同 組 合 理 事 長
山 口 県 農 業 用 無 人 ヘリ 防 除 連 絡 協 議 会 長
山 口 県 森 林 組 合 連 合 会 長
山 口 県 緑 化 樹 生 産 農 業 協 同 組 合 長
山 口 県 樹 苗 生 産 農 業 協 同 組 合 長
山 口 県 造 園 建 設 業 協 会 長
山 口 県 ゴ ル フ 協 会 長
山 口 県 農 薬 効 剤 師 会 長
公益社団法人シルバー人材センター連合会長

様

山口県農林水産部長

農薬の危害防止運動の実施について（通知）

このことについて、山口県農薬危害防止運動実施要領に基づき、10月1日から11月30日までの2箇月間を秋の運動強化月間と定め、重点的に啓発活動等に取り組むこととしています。

つきましては、別添要領を御参照の上、関係機関・団体と連携され、事故の未然防止に万全を期されるよう指導の徹底をよろしくお願ひします。

なお、所管する施設等における農薬使用に当たっては、「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日付け25消安第175号・環水大土発第1304261号）を御参照の上、適切に対応いただきますようお願ひします。

農業振興課農業技術班
担当：金治
TEL：083-933-3366
FAX：083-933-3399

山口県農薬危害防止運動実施要領

1 趣 旨

農薬の安全かつ適正な使用、保管管理及び使用現場における周辺への配慮の徹底は、農産物の安全性の確保及び農作業安全はもとより、地域住民の健康保護及び生活環境保全の観点からも重要である。

また、近年安心・安全な農産物の生産や化学物質による健康被害などに対する関心が高まっており、農薬の適正使用及び飛散防止対策の徹底が一層強く求められていることから、研修会の開催や各種パンフレットの配布等により農薬適正使用の指導・啓発に努めてきたところである。

しかしながら、農薬散布や不適切な使用による問題が依然として発生している。

このため、市町及びその他関係機関と緊密な連携の下、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用、保管管理及び使用現場における周辺への配慮等を徹底し、農薬による事故等の発生を防止することを目的として、農薬危害防止運動を実施する。

2 運動強化月間

5月1日～6月30日及び10月1日～11月30日の各2箇月間とする。

3 実施事項

(1) 県が実施する事項

- ア 農薬危害防止に関する重点推進事項と留意事項の策定及び農業者への農薬適正使用の周知徹底(別紙1～3)
- イ 指導者・管理者及び使用者等に対する研修会等の開催
- ウ リーフレットの配布等による普及啓発
- エ 山口県ホームページによる情報提供
- オ 農薬販売者、防除業者等への指導
- カ 朝市等の農産物直売所への指導
- キ 医療関係機関との連携推進
- ク 環境への危害防止対策推進

(2) 市町が実施する事項

- ア 農薬使用者等への啓発資料の配布
- イ 広報紙、有線放送等による啓発

4 推進体制

(1) 県の指導

県は、市町、農業協同組合など関係機関・団体に対し、農薬危害防止対策の徹底を図る。

(2) 市町の指導

市町は、県に準じて農業協同組合など関係団体と協力して農薬危害防止対策の徹底を図る。

(3) 関係団体の協力

関係団体(山口県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会、山口県農業共済組合、山口県農業協同組合、山口県農薬商業協同組合、山口県産業用無人ヘリ防除連絡協議会、山口県森林組合連合会、山口県緑化樹生産農業協同組合、山口県樹苗生産農業協同組合、山口県造園建設業協会、山口県ゴルフ協会、山口県薬剤師会、公益社団法人山口県シルバーカー人材センター連合会)は、それぞれの組織を通じて積極的に農薬危害防止対策の周知を図る。

農薬危害防止に関する留意事項

1 農薬による事故の主な原因

- (1) 保管管理が不適切であったことによる高齢者、子供等の誤飲
- (2) 散布作業前日及び散布作業後の飲酒、夜ふかし
- (3) 病後、睡眠不足時等体調のすぐれない状態での散布作業への従事
- (4) 農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備が不十分な状態での散布作業への従事
- (5) 炎天下での長時間にわたる散布作業への従事
- (6) 強風中や風下での散布作業の実施
- (7) 散布途中での喫煙、あるいは、農薬が付着した手での飲食
- (8) 防除機等の点検不備による適用外の農薬の付着
- (9) 通行人に対する安全確認不足
- (10) 土壌くん蒸剤を使用した後の揮散防止対策の不備
- (11) 定められた使用方法以外の手法による不適正な農薬使用

2 農薬による事故防止のための留意事項

- (1) 農薬の保管管理は、施錠出来る安全かつ適正な場所に保管する。
- (2) 誤飲防止のため、農薬を他の容器（清涼飲料水の容器等）へ移し替えない。
- (3) 農薬の使用に当たっては、容器の表示事項等をよく読み、安全かつ適正に使用する。
また、使用に関し不明な点がある場合は、病害虫防除所、農林（水産）事務所等に相談する。
- (4) 作業前日及び作業後は飲酒、夜ふかしをしない。
- (5) 体調のすぐれない人、著しく疲労している人等は、散布作業に従事しない。
- (6) 農薬の調製又は散布を行うときは、必ずゴム手袋、農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備を着用し、かつ、農薬の取扱いを慎重に行う。
- (7) 散布に当たっては、事前に防除機等の十分な点検整備を行う。
- (8) 散布時は、風向きに注意し、農薬を浴びることのないよう十分に注意する。
- (9) 農薬の散布に当たっては、散布に關係のない者が作業現場に近づかないよう配慮するとともに、近隣居住者、通行人、家畜や周辺の食用農作物等に被害を及ぼさないよう、風向きに十分注意する。
- (10) 散布作業は、風のない、朝夕の涼しい時間帯を選び、作業者は、2～3時間で交替する。
- (11) 公園、校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に關係者以外者の立入を防ぐようにする。

農薬の不適正な使用の防止に関する留意事項

1 農薬の不適正な使用が懸念される主な要因

- (1) 使用する農薬に対する慣れによる使用時期及び使用回数等使用基準の確認不足
- (2) 農薬の効果不足に対する不安のため、規定された希釀倍数より濃い濃度で使用
- (3) 使用から収穫までの日数が長く設定されている農薬について、使用からの経過日数の確認不足
- (4) 病害虫の継続的発生による、使用回数の基準を超えた同一農薬の反復使用
- (5) 同一の有効成分を含む複数の農薬の使用による成分使用回数の基準超過
- (6) 同じ農薬は類似した農作物(例:トマトとミニトマト)に使用できるとの誤解
- (7) 散布器具の洗浄不足による適用外農薬の混入

2 農薬の不適正な使用を防止するための留意事項

- (1) 農薬の使用前にラベルを確認する。
 - ア 使用する農薬は、対象農作物に適用があるか。
 - イ 農薬の使用量や希釀倍数は、定められたものであるか。
 - ウ 使用時期と農作物の出荷予定日までの日数が確保されるか。
 - エ 類似した農作物に使用できる農薬であっても、使用対象とする農作物に使用できることは限らない。
 - オ 農薬製造者が自ら短期暴露評価を実施して「注意喚起」を行った農薬（対象成分名：アセフェート、カルボスルファン、ベンフラカルブ）については、新しい使用方法を確認し、新しい使用方法に基づいて使用する。
- (2) 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録により農薬を使用した日から収穫までの日数が農薬のラベルどおり確保されているかを確認する。
- (3) 同じ農薬の連続使用は避ける。
- (4) 同一の有効成分を含む農薬の使用に注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。

写

29 消安第 3974 号
環水大土発第 1710251 号
平成 29 年 10 月 25 日

各都道府県農薬指導主管部長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室長

(公印省略)

「住宅地等における農薬使用について」の再周知・指導の徹底について

学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地及び森林等における農薬使用については、これまで、「住宅地等における農薬使用について」(平成 25 年 4 月 26 日付け 25 消安第 175 号・環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知。以下「住宅地通知」という。)により、農薬を使用する者が遵守すべき事項を示し、関係者への指導をお願いしてきたところである。

しかしながら、今般、公立小学校において児童が授業を受けている時間帯に、敷地内樹木の害虫駆除を目的として農薬が散布され、それにより、6 名の児童が体調不良を訴え、病院に搬送される事案が発生した。

本事案は、教育委員会が防除業者に作業を委託したものであり、担当者からの聞き取りによれば、以下の原因により発生したとのことである(別添)。

- ・ 農薬散布を児童が在学し授業を受けている日・時間帯に実施したこと。
- ・ 小学校の施設管理者と防除業者間、小学校内の職員間で、散布当日の作業スケジュールや安全確保対策等の詳細な情報共有が不十分であったこと。
- ・ 教育委員会、小学校の施設管理者及び農薬散布を委託された防除業者のいずれも、住宅地通知の周知・徹底を目的とした研修に参加しておらず、住宅地通知の内容を十分理解していなかったこと。

小学校における農薬散布による被害事案について

1. 被害事案の概要

散布対象：小学校の敷地内にある樹木
農薬：有機リン系殺虫剤、展着剤
被害：児童が授業を受けていた時間帯に農薬散布が行われ、体育館で授業に出席していた児童6名が、咳や気持ちが悪いなど体調不良を訴えた。

2. 被害発生までの経緯

- 農薬散布の情報は、農薬散布の1週間前の職員打ち合わせで、実施日時が共有された。その際、当日の午前中は外に出ないこと、午後も樹木や葉に触れないよう児童に指導するよう各職員に指示が行われた。
- 職員室内にも散布日時が掲示され、事前周知はされていたが、保護者及び周辺住民に対しては、事前周知はされていなかった。
- 農薬散布当日、学校側は散布前に校内放送で窓を閉めるように連絡、教員が校舎、体育館を巡回して目視で、窓が閉まっていることを確認した。
- 防除業者は、校舎側の樹木の散布が終了したことを学校側に伝え、学校側は、その報告を受けて窓を開けて良いとの校内放送を行った。
- その後、防除業者は、体育館周辺での散布を行ったところ、体育館で授業をしていた教員が放送を聞き、窓を開けて授業を実施していたため、体育館に農薬が入り込み、それを吸い込んだ児童が被害を受けた。(体育館で授業をしていた教員は、体育館の周囲で農薬が散布されることを知らなかった)

3. 被害が発生してしまった原因

- 農薬散布を児童が在学し授業を受けていた日・時間帯に実施したこと。
- 小学校の施設管理者と防除業者間、小学校内の職員間で、散布当日の作業スケジュールや安全確保対策等の詳細な情報の共有が不十分であったこと。
- 教育委員会、小学校の施設管理者及び農薬散布を委託された防除業者のいずれも、住宅地通知の周知・徹底を目的とした研修に参加しておらず、住宅地通知の内容を十分理解していなかったこと。

4. 県が実施した指導の状況

市：小学校における農薬散布業務については、業務を業者に委託する場合であっても、業務委託者である市、小学校も農薬使用に関する責任を有していることから、関連する全ての者が、住宅地通知の内容に沿った対応をとり、農薬使用の必要性を十分検討の上で適切に実施し、万が一にも児童に健康被害を生じさせないよう指導した。また、県が開催する農薬適正使用アドバイザー認定及び更新研修会等へ参加するよう指導した。

防除業者：住宅地通知を再周知し、農薬を使用する際は危害防止に最大限配慮することを指導するとともに、県が開催する農薬適正使用アドバイザー認定及び更新研修会に出席するよう指導した。

記

1 住宅地等における農薬使用に際しての遵守事項の指導

農薬使用者、農薬使用委託者、殺虫、殺菌、除草等の病害虫・雑草管理（以下「病害虫防除等」という。）の責任者、農薬の散布を行う土地・施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）（以下「農薬使用者等」という。）に対して別紙の事項を遵守するよう指導すること。

2 地方公共団体が行う病害虫防除における取組の推進

貴地方公共団体が管理する施設における植栽の病害虫防除等が、別紙の1を遵守して実施されるよう、施設管理部局及びその委託を受けて病害虫防除等を行う者に徹底すること。取組に当たっては、以下のような地方公共団体における取組事例を参考としつつ、状況に応じ効果的に行うこと。

- (1) 植栽管理の業務の委託に当たり、当該業務の仕様書において、農薬ラベルに表示された使用方法の遵守、周辺住民等への周知、飛散低減対策の実施、農薬の使用履歴の記帳・保管等、別紙の1に掲げる事項を業務内容として規定する。
- (2) 入札の資格要件として、当該業務の実施上の責任者が、当該地方公共団体が指定する研修を受けていること又は当該地方公共団体が指定する資格（農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザー、緑の安全管理士、技術士（農業部門・植物保護）等）を有していることを規定する。
- (3) 地方公共団体の施設管理部局の担当者が、本通知の周知・徹底を目的とした研修に定期的に参加する。

また、植栽管理に係る役務については、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号））に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成25年2月5日変更閣議決定）において、「特定調達品目」に定められており、「住宅地等における農薬使用について」の規定に準拠して病害虫防除等が実施されることが環境物品等に該当するための要件とされている。このため、府舎管理の担当者は、グリーン購入法の趣旨を踏まえ、委託する役務が環境物品等に該当するよう、植栽管理において本通知の遵守の徹底に努めること。

3 相談窓口の設置等の体制整備

健康被害を引き起こしかねない農薬の不適正な使用に関して周辺住民等から相談があった場合に、農林部局及び環境部局をはじめ関係部局（例えば、学校にあっては教育担当部局、街路樹にあっては道路管理担当部局）が相互に連携して対応できるよう、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備すること。

使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。さらに、立て看板の表示、立入制限範囲の設定等により、散布時や散布直後に、農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置すること。

- (8) 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。病害虫防除を他者に委託している場合にあっては、当該記録の写しを農薬使用委託者が保管すること。
- (9) 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。
- (10) 以上の事項の実施に当たっては、公園緑地・街路樹等における病害虫の管理に関する基本的な事項や考え方を整理した「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」(平成22年5月31日環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室)に示された技術、対策等を参考とし、状況に応じて実践すること。

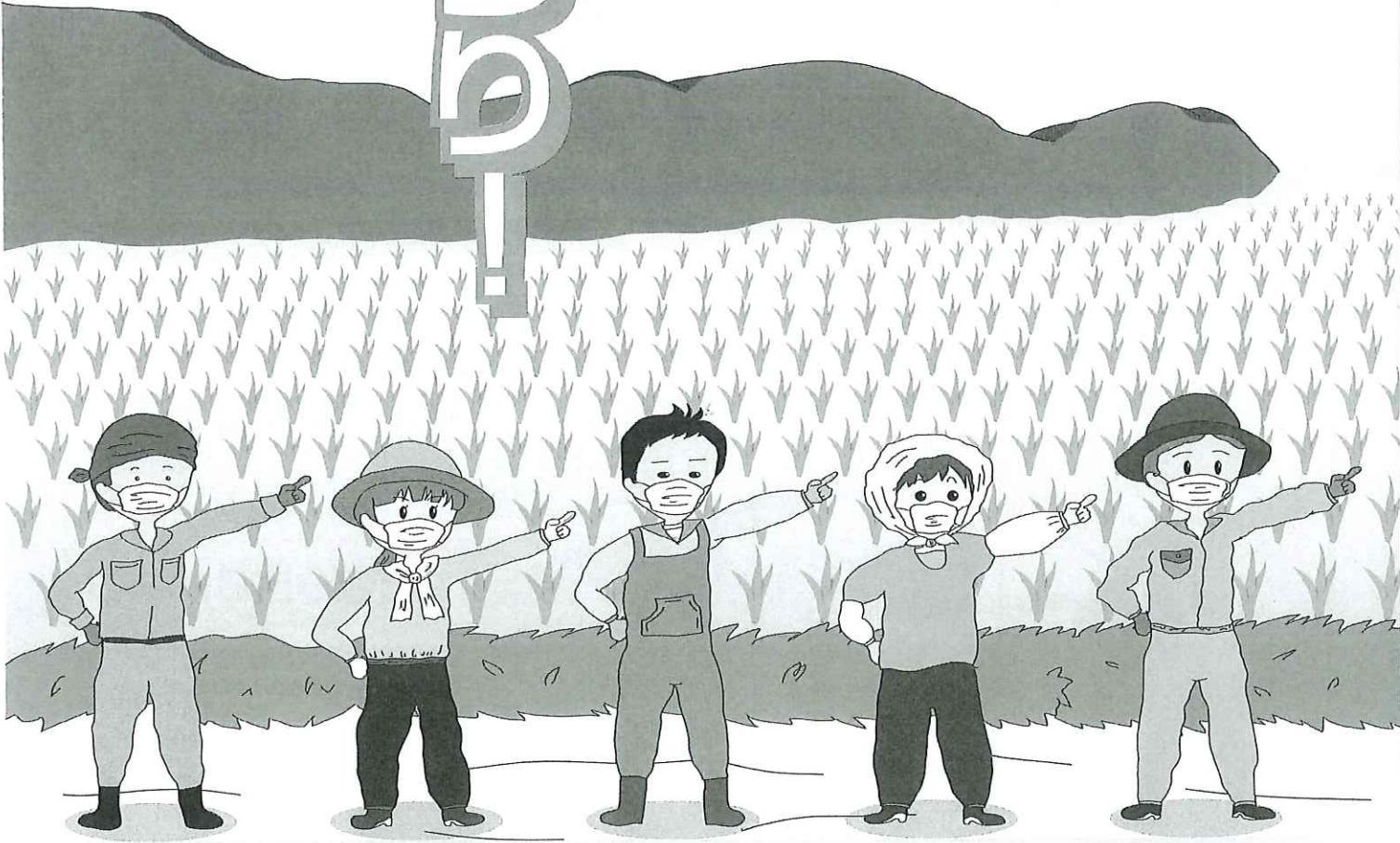
2 住宅地周辺の農地における病害虫防除に当たっての遵守事項

住宅地内及び住宅地に近接した農地（市民農園や家庭菜園を含む。）において栽培される農作物の病害虫防除に当たっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 病害虫に強い作物や品種の栽培、病害虫の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網の設置、機械除草等の物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。
- (2) 農薬を使用する場合には、農薬取締法に基づいて登録された、当該農作物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (3) 粒剤、微粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用するか、液体の形状で散布する農薬にあっては、飛散低減ノズルの使用に努めること。
- (4) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- (5) 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。
- (6) 農薬を使用した年月日、場所及び対象農作物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。

適正使用 がいちぢゅう

令和
も



農薬を使用するものが遵守すべき基準（省令一部抜粋）

農薬使用者は表示事項（適用病害虫の範囲及び使用方法、農薬の貯蔵上又は使用上の注意事項、最終有効年月）に従って農薬を安全かつ適正に使用するよう努めなければならない。



農薬による事故・被害を 未然に防ぐために、みんなで再確認！

①農薬ラベルを 必ず確認！

まずは確認しよう！

●農林水産省
「登録番号」の有無
●商品名
●最終有効年月
●適用作物

●希望比率
●使用時期
●使用回数・
●混ぜ田回数など
●その他の人の健康被害を
見て確認しよう。

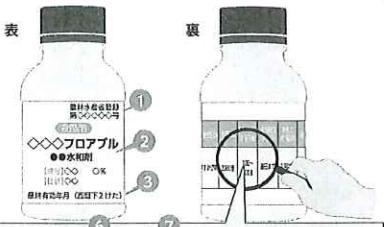


表		裏						
時	作物名	適用病害虫名	希釈倍数	10アール当り 使用液量	使用時期 (収穫前)	本剤の 使用回数	使用方法	〇〇から〇〇 までの 耕作用回数
トマト	すすかび病	2000倍	100~ 300ℓ	前日まで	3回以内	散布	3回以内	



農薬登録において 誤認しやすい農作物の例

例のように、
名前が似ても
収穫物の大きさや重さ、以
及葉形、収穫部位、収穫物
の形態が異なる場合、農業
の看板上、別作物の扱いにな
るものがあります。
違う作物に付けて
農薬を使用することがないよ
う注意しましょう。

だいげ えだまめ	しゃんぎく さく 食用水	すいか 食用ですか	でんさい かえんさい
プロッコリー 茎プロッコリー	いんげんまめ さやいんげん	ねぎ わけざ わさび	とうもろこし(子実) 末収穫とうもろこし ヤングコーン
たまねぎ 莧たまねぎ	しょうが 莧しょうが	キャベツ メキャベツ	にんにく にんにく(花葉) 茎にんにく
ピーマン しとう	レタス 非結球レタス	しょうが うこん	☆例えは、「トマト」 に適用のある農薬 であっても「ミニ トマト」への適用 がなければ、ミニ トマトに当該農薬 を使用することは できません。
やまいも やまのいも(むかご)	だいこん はつがいこん	トマト ミニトマト	
メロン 果物用メロン	さくら 食用水(果)	しそ しそ(花葉)	

☆最新の農業登録情報は(独)農林水産消費安全技術センター(FAMIC)のHPに詳しい情報が公開されています。
https://www.acis.famic.go.jp/index_kensaku.htm

☆作物名の区分は、農林水産省 農業コーナー「農業登録における適用作物分類表」を参照ください。

<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>

②農薬散布の際は周囲の方や周辺の生活環境へ配慮！

☆近隣農家や養蜂家、周辺住民に事前に農薬散布スケジュールを連絡し、
飛散防止を徹底しましょう！

☆周辺に病院、学校など建物がある場合には事前に十分な連絡を取り合いま
しょう。



③栽培計画と農薬使用計画 をたてる

④ラベルに従って防護具を 着用

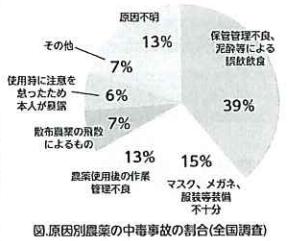
⑤農薬散布後、散布器具等は 丁寧に洗淨

⑥農薬の移し替えは厳禁

⑦防除したら日誌に記帳



農薬中毒事故は なぜ起こる？



☆近年の中毒事故の
傾向としては、特
に保管管理不良等
による誤飲・誤食
が多くみられています。
(農水省調べ)



ドローンによる農薬等の空中散布を行う皆さんへ 航空法に基づく飛行の許可・承認手続きについて

事前に国土交通省への許可・承認の申請を行ってください。

- ドローンを用いて農薬等を散布する場合には、散布予定日の少なくとも10営業日前までに申請を行ってください（オンライン申請、郵送又は持参）。
- 許可・承認の申請の際には、①ドローン機体の機能・性能、②操縦者の飛行経験・知識・技能、③空中散布に係る安全確保体制（飛行マニュアルなど）に関する資料の提出が必要です。

国土交通省

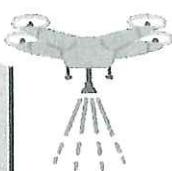


申請書



許可・承認の申請

取扱説明書



①機体の機能・性能



②操縦者の飛行経験・知識・技能



③安全確保体制

航空法の許可・承認手続きのお問い合わせ先

航空法の許可・承認手続きについては、国土交通省航空局からの情報をご確認ください。

航空局ホームページ http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000042.html

無人航空機ヘルプデスク ☎ 03-4588-6457（受付時間：平日午前9時～午後5時まで）



農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（農林水産省）や
農薬の空中散布に係る安全対策実施要領（山口県）を御存知ですか？

農林水産省「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」



山口県「山口県における農薬の空中散布に係る安全対策実施要領」

県HP <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a17300/nougi/mujin.html>を御参照下さい。



☆山口県では、県の実施要領に基づき、
ドローンによる散布計画書・実績報告
書の提出をお願いしています。

	提出時期	提出先
散布計画書	散布の前月末まで	県農業振興課 (083-933-3366)
実績報告書	散布後すみやかに	県農業振興課

☆万が一、無人航空機
による事故が起きた
場合、事故報告書の
提出が必要です。

☆提出様式は、上記の
山口県HPを御参照
ください。

	事故の類型	提出先
事故報告書	農薬の事故の場合	・県農業振興課
	農薬の事故以外の場合 ・無人航空機による人の死傷、第三者 の物件の損傷、飛行時ににおける機体の 紛失または航空機との衝突もしくは接 近事案	・飛行の許可等を行った地方航空局保安部運用 課または、事故発生地を管轄する空港事務所に 報告 北九州空港事務所（管轄：下関市、長門市、 美祢市及び山陽小野田市） ☎ 093-473-1089 岩国空港事務所（管轄：上記以外の市町村） ☎ 0827-24-8224 ・上記に報告後、速やかに県農業振興課に報告

お問い合わせ先

山口県農林水産部 農業振興課 農業技術班 TEL : 083-933-3366 FAX : 083-933-3399

(2019年作成)